

# 13 国立大学教員の兼業規制緩和



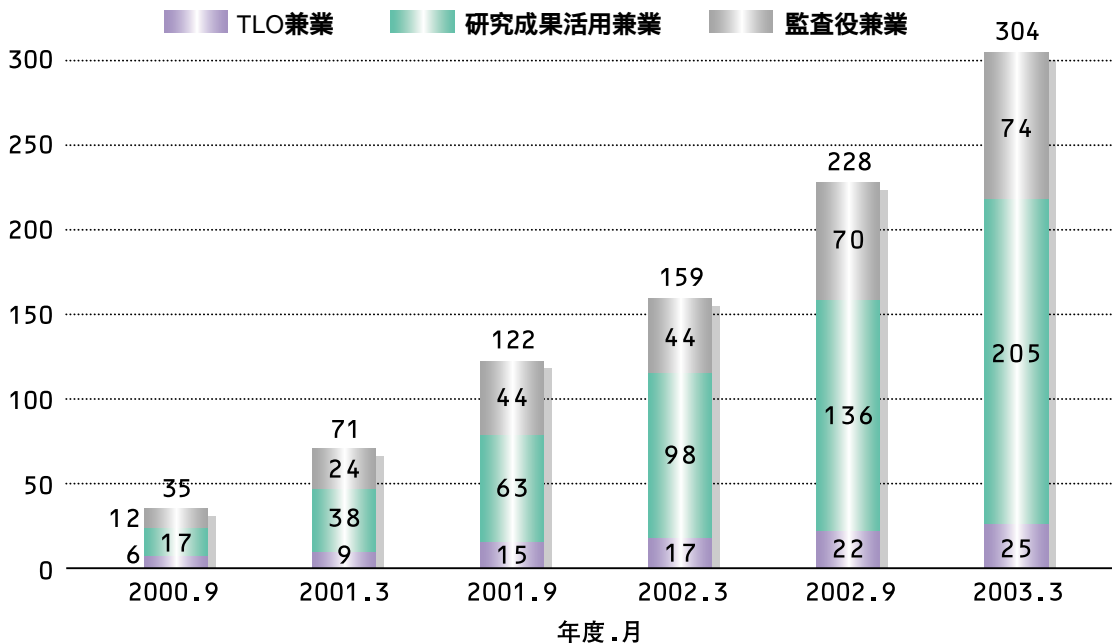
2000年4月より、報酬の有無を問わず、国立大学の教員等が企業の役員に就任することが認められました。兼業が可能となるのは、次のような企業の役員です。

- ・「大学等技術移転促進法」に基づく技術移転機関(TLO)の取締役
- ・その教員の研究成果を活用して事業化を進める企業の取締役
- ・株式会社、有限会社の監査役

2003年3月現在、304件の役員兼業が承認されています(図)。これにともない大学発のベンチャー企業が設立されるなど、産業競争力の強化に貢献しています。

なお、現在国会で審議されている「国立大学法人法案」が成立・施行されると、2004年4月より、国家公務員としての兼業規制はなくなります。

国立大学教員等の役員兼業承認件数の推移(2003年3月28日現在)



文部科学省調べ